

# 山梨県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画

平成17年12月

山 梨 県

## 目 次

### 第1章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

第1 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 基本的な視点	2
4 計画期間	2
第2 経緯と現状	3
1 経緯	3
2 現状	4
(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移	4
(2) 本県における配偶者からの暴力の実態	4
3 配偶者からの暴力の定義	6

### 第2章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

第1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	7
1 配偶者からの暴力についての通報等への取組	7
(1) 通報	7
ア 一般からの通報	
イ 医師その他の医療関係者からの通報	
(2) 通報等への対応	8
ア 配偶者暴力相談支援センター	
イ 警察	
2 教育啓発の推進	9
第2 相談・保護体制の充実	11
1 安心して相談できる環境整備	11
(1) 配偶者暴力相談支援センター	11
ア 配偶者暴力相談支援センターの機能	
イ 相談を受けた場合の対応	
ウ 被害者の心身のケア	
(2) 警察	15
ア 相談を受けた場合の対応	
イ 援助の申出を受けた場合の対応	
(3) 県関係機関	16
2 保護体制の充実	17

3	被害者の自立の支援	18
(1)	就業の促進	18
(2)	住宅の確保	18
(3)	援護	19
(4)	福祉事務所の役割	19
(5)	同居する子どもの就学	20
(6)	その他配偶者暴力相談支援センターでの情報提供、取組	20
4	被害者が保護命令制度を利用する際の支援	22
(1)	配偶者暴力相談支援センター	22
(2)	警察	22
5	職務関係者による配慮	23
(1)	被害者への配慮	23
(2)	職務関係者の資質向上	23
第3	施策推進のための体制強化	24
1	関係機関の連携協力	24
2	苦情の適切かつ迅速な処理	25
3	民間団体との連携	26
4	調査研究の推進	27
<b>第3章 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</b>		
第1	計画の見直し	28
第2	計画の進行管理	28

## 第1章

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

## 第1 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

---

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

本県では、これまで配偶者暴力相談支援センターである女性相談所をはじめ関係機関が連携を図りながら施策を実施してきました。今後さらに、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する施策を総合的に実施するため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

### 2 計画の性格

---

本計画は、配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）第2条の3第1項の規定に基づく法定計画です。

県は、この計画に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を総合的に実施します。

市町村や関係機関、関係団体がこの計画の趣旨を踏まえ、県と連携した取組を進めることを期待します。

### 3 基本的な視点

---

県は、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指して、次の視点から施策を実施します。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、当事者間の問題として軽視することなく、一つひとつのケースについて真剣に取り組むべきであること。

被害者の保護と自立支援は、被害者の側に立ち、関係機関が連携して行うものであること。

配偶者からの暴力について県民の理解を深めることが必要であること。

### 4 計画期間

---

本計画の期間は、平成18年度から3年間とします。

## 第2 経緯と現状

### 1 経緯

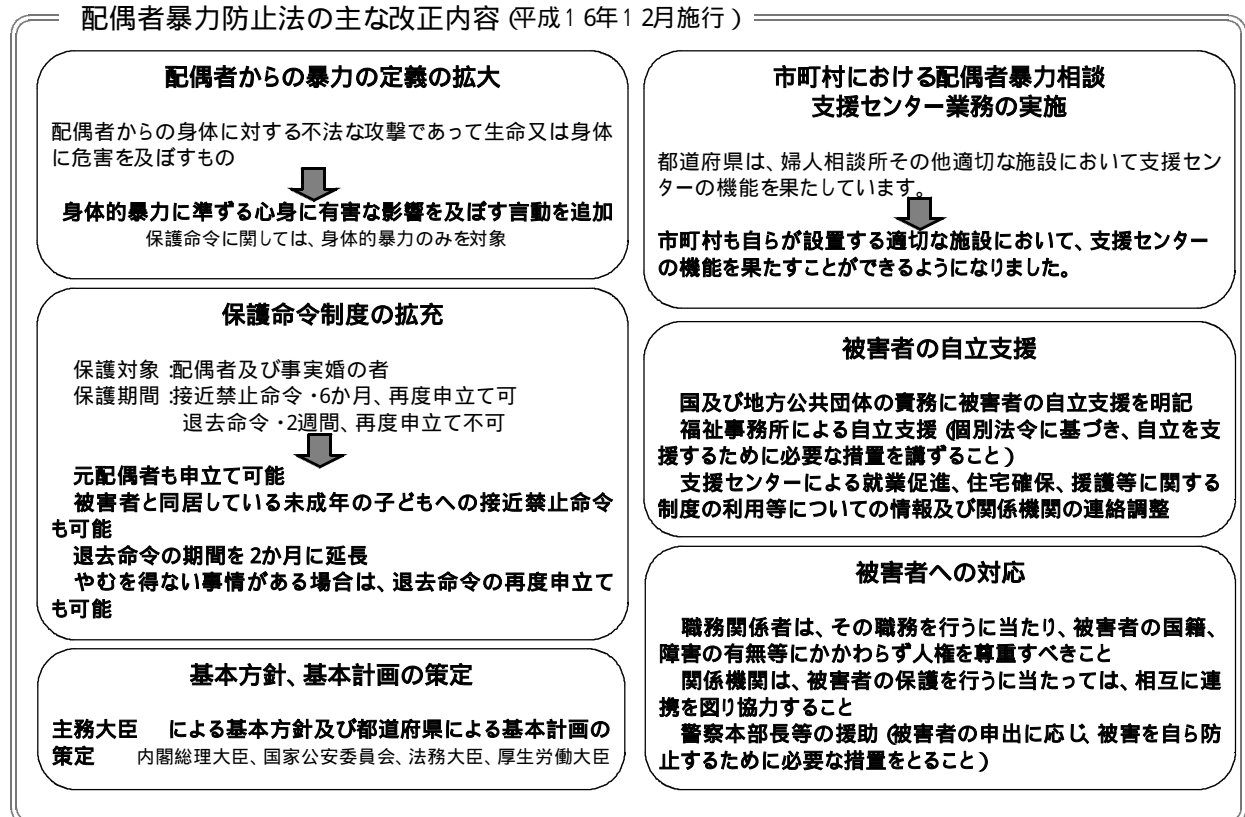
平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者暴力防止法が制定されました。

県では、法の施行に伴い、平成14年4月に女性相談所を配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、被害者の相談への対応、一時保護等を実施することとしました。また、関係機関による連絡協議会を設置し、連携協力を図るとともに、パンフレットの作成等により、県民への啓発を図ってきました。

この間、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について一定の成果が挙げるとともに、この問題に関する社会の認識もかなり高まってきました。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策をさらに推進するために法が改正され、平成16年12月に施行されました。改正の内容は、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充等です。

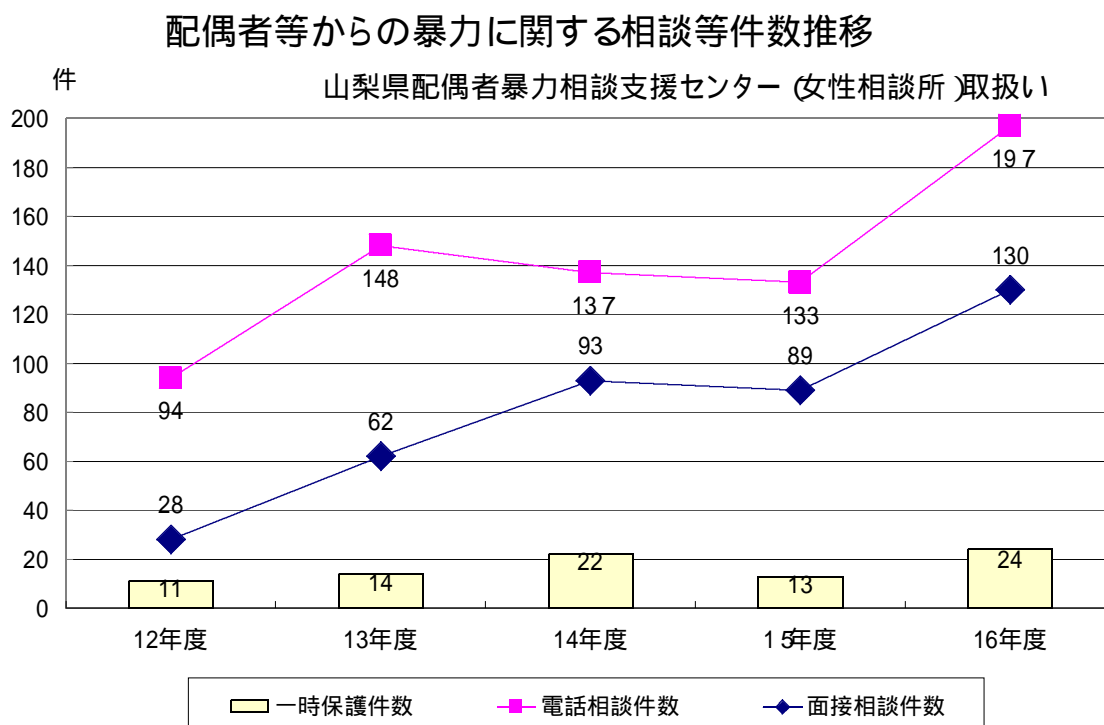
#### 配偶者暴力防止法の主な改正内容 (平成16年12月施行)



## 2 現状

### (1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）における配偶者からの暴力に関する相談件数等は、増加傾向にあります。



### (2) 本県における配偶者からの暴力の実態

平成17年度に実施した男女共同参画に関する県民意識・実態調査において、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人（女性649人、男性685人）に、配偶者からの暴力の実態等について質問しました。

それによれば、結婚生活の中で配偶者からの何らかの暴力を受けた経験のある人は、男性19.1%、女性30.7%、また、配偶者からの暴力により命の危険を感じたことがある人は、男性1.0%に対し、女性6.5%、配偶者からの暴力によりケガをして医師の治療を受けたことがある人は、男性0.1%、女性3.9%となっています。

平成17年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」より

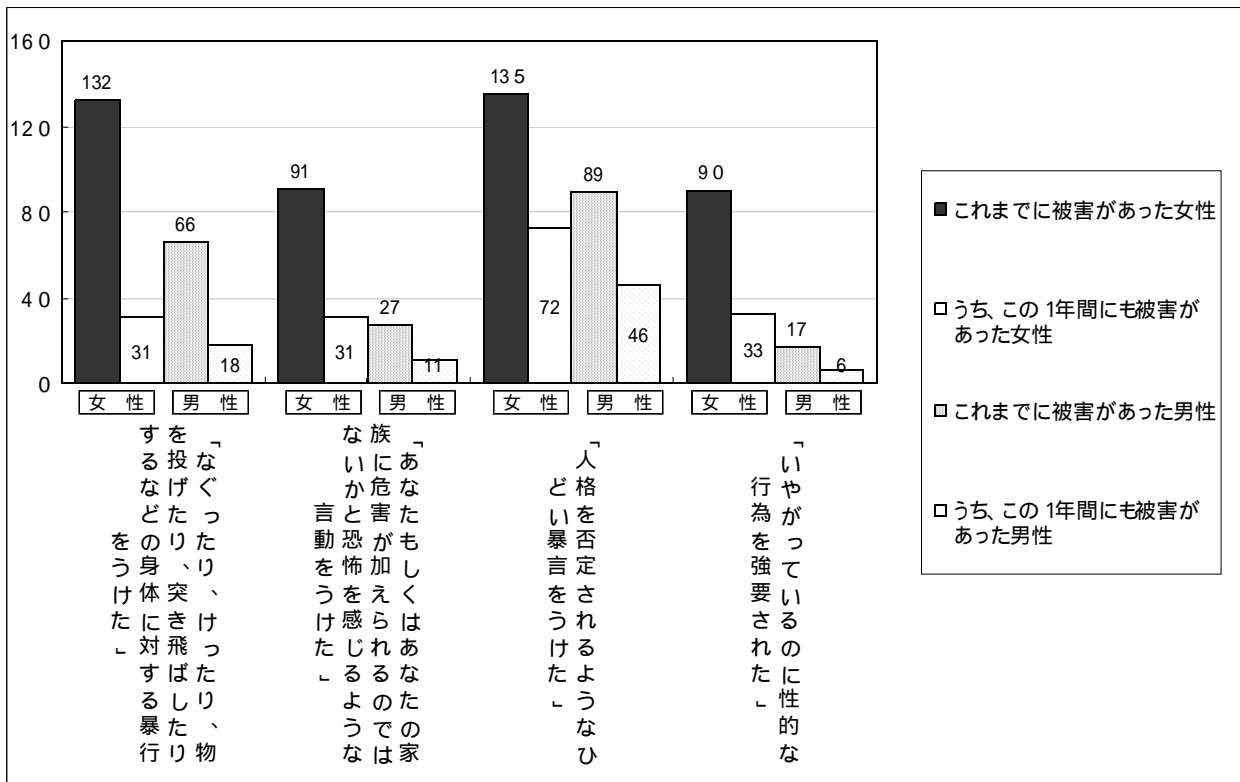
	A	B	B欄の被害によって命の危険を感じたことがある	B欄の被害によりケガをして医師の治療を受けたことがある
	配偶者からの暴力に関する質問の対象者	配偶者からの暴力被害の経験がある		
女性	649人	199人	42人	25人
		30.7%	6.5%	3.9%
男性	685人	131人	7人	1人
		19.1%	1.0%	0.1%

A：現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人

B：身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人（実人数）

配偶者からの暴力被害に関する設問回答数

あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。」





### 3 配偶者からの暴力の定義

---

配偶者暴力防止法では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうものとされています。「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、いわゆる精神的暴力（例えば、人格を否定するような暴言を吐くことや交友関係を細かく監視すること等）又は性的暴力（例えば、避妊に協力しない、性行為を強要する等）のことです。

また、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとされています。

元配偶者からの暴力については、配偶者からの暴力を受けた後に、離婚等した場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける暴力を含むものとされています。

なお、発見者による通報の努力義務、警察官による被害の防止、警察本部長等の援助、保護命令の適用に関しては、配偶者からの身体に対する暴力に限るものとされています。

## 第2章

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

## 第1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり

### 1 配偶者からの暴力についての通報等への取組

---

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者は様々な事情から保護を求めることをためらうことも考えられます。そのため、発見者や医療関係者からの通報と、通報を受けての配偶者暴力相談支援センター等の適切な対応が重要となります。

配偶者暴力防止法においては、配偶者からの身体に対する暴力の被害者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされています。

また、医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を被害者の意思を尊重しながら配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるとされ、この通報は守秘義務違反にあたらないとされています。医療関係者には、被害者の発見について積極的な役割が期待されます。

---

#### 取組の内容

##### (1) 通報

###### ア 一般からの通報

県民が配偶者からの身体に対する暴力の被害者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう、パンフレットの配布や講演会の実施等により啓発を行います。

## イ 医師その他の医療関係者からの通報

医療関係者については、県医師会、歯科医師会、看護協会等の組織を通じ、被害者を発見した場合の通報や情報提供についての法の規定と趣旨の徹底を図ります。

県医師会と県歯科医師会については、県の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を通じて、情報提供、職員を対象とした研修の実施、資料配布を行います。

## (2) 通報への対応

### ア 配偶者暴力相談支援センター

通報を受けた場合は、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めます。

被害者と連絡が取れた場合は、配偶者暴力相談支援センターの業務内容等について説明し、助言を行います。

通報内容により、危険が急迫していると認められる場合には、被害者に対し一時保護を受けることを勧めるとともに、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。

様々な通報に対して適切に対応するために、通報者への協力依頼の内容、警察との役割分担や連携方法について整理し、マニュアルを作成します。

### イ 警察

警察官は、通報やパトロール中の発見により、配偶者からの暴力が行われていると認める場合には、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講じます。

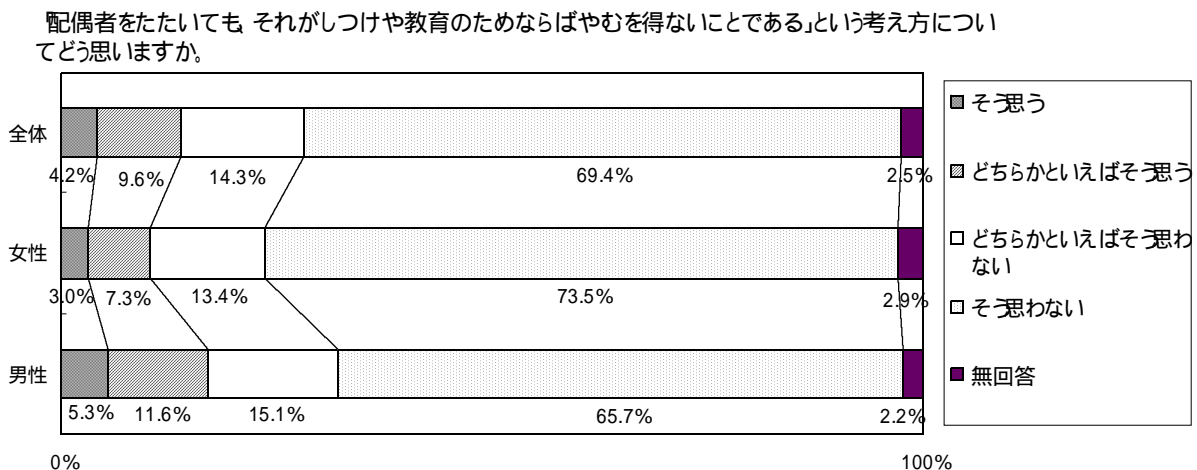
## 2 教育啓発の推進

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、社会的関心はあまり高くありませんでした。

配偶者暴力防止法が施行され、配偶者からの身体的暴力に関する社会の認識は高まっていますが、男女共同参画に関する県民意識・実態調査によると「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」という考えも一部にあります。また、精神的暴力や性的暴力が「配偶者からの暴力」であるという認識は、身体的暴力に関する認識に比べ低い状況です。

配偶者からの暴力を許さない社会を実現するためには、県民全体が、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であること、また、配偶者からの暴力には身体に対する暴力のみならず精神的暴力、性的暴力も含まれていることを理解し、「配偶者間であろうと暴力は許されない」「被害を見過ごさない」という意識を共有することが大切です。

そのためには、幅広い年代の人々に、配偶者からの暴力の実態を訴え、その未然防止と被害者の保護、男女の人権を尊重することの重要性について理解を深めていただくとともに、協力が得られるよう努める必要があります。



平成17年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査より

夫婦の間で、次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思いますか。

		どんな場合でも暴力に当たると 思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると 思う	暴力に当たるとは 思わない	無回答
骨折、打ち身、切傷などのケガをさせる	男性	85.0%	10.0%	1.3%	3.6%
	女性	86.0%	9.3%	0.1%	4.5%
ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	男性	71.3%	21.3%	2.4%	5.0%
	女性	76.6%	17.4%	1.0%	5.1%
なぐるふりをして、脅す	男性	50.2%	36.7%	7.9%	5.2%
	女性	58.3%	29.7%	6.6%	5.5%
ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	男性	50.8%	37.8%	5.9%	5.4%
	女性	63.2%	27.9%	3.6%	5.3%
いやがっているのに性的な行為を強要する	男性	59.6%	31.0%	3.4%	6.1%
	女性	67.4%	24.2%	2.7%	5.6%
避妊に協力しない	男性	44.2%	37.8%	11.5%	6.5%
	女性	50.1%	33.5%	10.1%	6.3%
何を言っても長期間無視し続ける	男性	43.2%	39.6%	11.6%	5.6%
	女性	48.6%	33.4%	11.9%	6.2%
交友関係や電話を細かく監視する	男性	34.0%	47.2%	12.7%	6.1%
	女性	41.0%	39.0%	13.7%	6.3%
大声で怒鳴る、罵る	男性	46.9%	41.6%	6.4%	5.1%
	女性	61.1%	28.7%	4.4%	5.7%
わざと乱暴な運転をしておどす	男性	58.2%	31.7%	4.7%	5.3%
	女性	65.7%	24.6%	4.1%	5.6%

平成17年度男女共同参画に関する県民意識「実態調査」より

## 取組の内容

配偶者からの暴力の防止に関する啓発の講演会や講座を開催し、配偶者からの暴力は許さないという県民意識の醸成を図ります。

配偶者からの暴力の特性や被害者の保護の仕組みについて、パンフレットの配布や県のホームページへの掲載等により情報提供を行います。その際、外国人や障害のある人々についても、的確な情報が伝わるよう努めます。

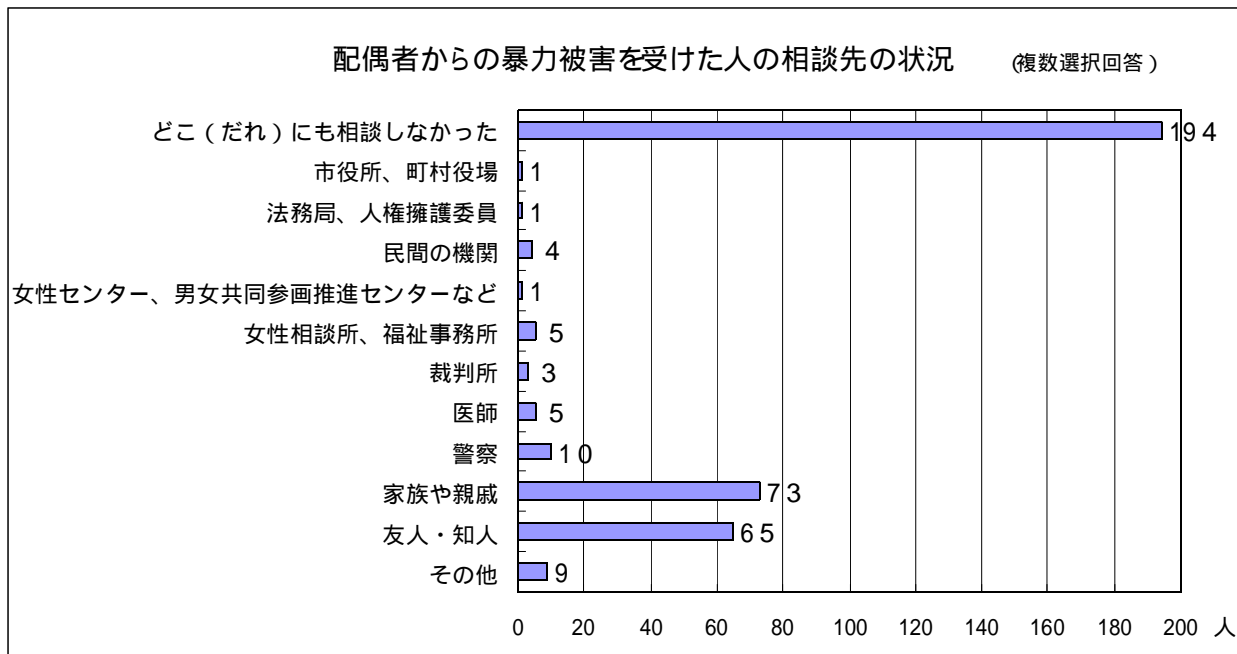
配偶者からの暴力の防止に資するよう、人権尊重教育や男女平等に関する教育を推進します。

## 第2 相談・保護体制の充実

### 1 安心して相談できる環境の整備

配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害の潜在化を防ぎ、保護と自立支援へとつなげるためには、被害者が安心して相談できる環境を整備するとともに、各相談機関に関する周知を徹底することが必要です。



(平成17年度男女共同参画に関する県民意識実態調査より)

#### 取組の内容

##### (1) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談と保護に中心的な役割を果たす施設です。男性女性を問わず被害者に関する相談に応じます。

## ア 配偶者暴力相談支援センターの機能

女性相談所に加え、男女共同参画推進センターぴゅあ総合を配偶者暴力相談支援センターとし、相談環境を充実強化します。男女共同参画推進センターぴゅあ総合において火曜日から日曜日まで実施している「女性総合相談」の中で電話等により配偶者暴力相談を受けることで、女性相談所が休みとなる土曜日と日曜日を補完して、年末年始を除き、昼間は毎日、相談に応じられる体制とします。

中心的な配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）は、被害者の相談、保護、自立支援等の業務を全般的に実施します。

### 〔女性相談所で実施する業務〕

被害者に関する各般の問題について相談に応じること、または相談を行う機関を紹介すること。

被害者の心身の健康回復のため、医学的・心理学的な指導等必要な指導を行うこと。

被害者の一時保護を行うこと。

被害者の自立促進のため、就業の促進・住宅の確保・援護等に関する制度の利用等について、情報提供・助言・関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

保護命令制度の利用について、情報提供・助言・関係機関との連絡その他の援助を行うこと。

被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報提供・助言・関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

補完的な配偶者暴力相談支援センター（男女共同参画推進センターぴゅあ総合）は、相談と情報提供業務を中心に実施します。

### 〔男女共同参画推進センターぴゅあ総合で実施する業務〕

被害者に関する各般の問題について相談に応じること、または相談を行う機関を紹介すること。

被害者の自立促進のため、就業の促進・住宅の確保・援護等に関する制度の利用等について、情報提供・助言・関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

保護命令制度の利用について、情報提供・助言・関係機関との連絡その他の援助を行うこと。

被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報提供・助言・関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

各配偶者暴力相談支援センターの特徴

	中心的な 配偶者暴力相談支援センター		補完的な 配偶者暴力相談支援センター	
	女性相談所		ぴゅあ総合	
	実施の有無	特徴	実施の有無	特徴
相談（電話）				
相談（面接）		一時保護適用の 判定まで実施		
一時保護			-	
医学的・心理学的ケア			-	
保護命令制度を利用 するための支援		裁判所等への同 行支援も実施		
自立支援		関係機関と連携し て総合的に支援		
婦人保護施設・母子 生活支援施設等利用 のための援助		婦人保護施設を併 置		
センターから社会への 情報発信				情報誌や講座等を 通じて広く教育啓 発を実施



## イ 相談を受けた場合の対応

被害者からの相談に対しては、電話相談においても、面接相談においても、被害者の話を十分聴き、本人の意思を尊重して、問題解決のために必要な情報提供・助言を適切に行っていきます。

被害者の相談に当たる職員は、被害者の国籍や障害の有無等を問わず、プライバシーの保護や安心と安全の確保、受容的な態度等、被害者の人権に配慮した対応に努めます。

不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう努めます。

被害者の家族等から、被害者に代わっての相談があった場合は、適切な情報提供・助言を行い、被害者の安全確保に努めます。

## ウ 被害者の心身のケア

被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあります。こうした被害者に対しては、心身のケアが必要になります。

女性相談所では、心身に大きな被害を受けている被害者に対しては心理判定等を行い、十分その状況を把握した上で、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行います。

女性相談所では、被害者が医療機関を受診する際は、必要に応じて同行して支援するとともに、その結果に基づいて、心身の健康回復のため適切に対応します。

男女共同参画推進センターびゅあ総合では、心身のケアや一時保護が必要な相談者については、十分な連携と配慮のもと、女性相談所に引き継ぎます。

## ( 2 ) 警察

### ア 相談を受けた場合の対応

配偶者からの暴力が行われているまたはその恐れがあると認めた場合は、被害者の意思を踏まえた上で、加害者に対して、検挙、指導警告、ストーカー行為等の規制等に関する法律の適用の検討等を行います。

被害者に対しては、事案に応じて、配偶者暴力相談支援センター等関係機関への連絡や、警察本部長等の援助の制度及び保護命令制度等の説明等を行います。

対応にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、被害者の希望を踏まえ、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等に配慮します。

### イ 援助の申出を受けた場合の対応

配偶者からの身体的暴力の被害者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときは次のうち、必要な措置をとります。

- ・被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- ・加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること（住民基本台帳事務における支援申出書の交付等）。
- ・被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置を講ずること（被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は交渉場所としての警察施設の供用）。
- ・その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

### ( 3 ) 県関係機関

児童虐待防止法の改正により、子どもの目前での配偶者に対する暴力が児童虐待として定義されたことから、児童相談所は、該当するケースについて配偶者暴力相談支援センターと緊密に連携をとって適切に対応します。

地域の福祉部門が相談を受けた場合は、被害者に対し、個々の事情に即して適切な助言をするとともに、配偶者暴力相談支援センターに相談して保護・支援を受けるよう勧めます。

保健所、精神保健福祉センターで実施している精神保健福祉相談や、こころの電話相談（ストレス・ダイヤル）での相談において、その内容が配偶者からの暴力に係るものであった場合には、配偶者暴力相談支援センターを紹介するなど、連携を図ります。

## 2 保護体制の充実

---

本県では、被害者の一時保護は、中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所が実施します。

女性相談所では、被害者の安全の確保、自立に向けた援助を有効に行うため、被害者本人の意思に基づき、(ア)適当な寄宿先がなく緊急に保護することが必要であると認められる場合 (イ)短期間の生活指導、自立支援が有効であると認められる場合 (ウ)心身の健康回復が必要であると認められる場合 等に一時保護を行います。

一時保護により、被害者は短期的に配偶者と離れ、安全に生活することができます。被害者が同伴する子どもも一緒に一時保護されます。

---

### 取組の内容

一時保護を受け入れる際は、被害者の緊張と不安を緩和することに努め、被害者が安心して援助を受ける気持ちになるのを待って、ともに問題の整理に当たり、状況に応じて警察、福祉事務所等関係機関と緊密に連携して問題解決を図ります。

警察からの通報による場合など緊急性の高いケースについては、夜間、休日であっても、被害者の緊急一時保護を行います。

必要に応じて都道府県域を越えた広域的連携を行います。被害者が他の区域での保護を希望する場合には、当該事案の相談内容及び対応状況に関する情報を的確に引継ぎ、被害者が円滑に支援を受けられるよう配慮します。

一時保護を要する期間が長期に渡る場合には、一時保護所に併置された婦人保護施設において引き続き保護し、安全の確保、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行います。

被害者が同伴する子どもの一時保護については、女性相談所と児童相談所が連携し、ケースに応じたよりよい保護を目指し、同伴高学年児（特に男児）について児童相談所における一時保護、退所後の就学等に係る相談等を実施します。

### 3 被害者の自立の支援

---

被害者が自立して生活することを促進するため、配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、男女共同参画推進センターぴゅあ総合）を始め、関係機関が連携して被害者を支援します。

特に、中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所は、就業の促進、住宅の確保、援護、関係する子どもの就学等について情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等により、被害者の自立を総合的に支援します。

---

#### 取組の内容

##### （１）就業の促進

被害者の自立には、経済的基盤を確保するため、就業の促進が極めて重要です。

配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言をします。

県の関係機関においては、就職セミナーや個別カウンセリング、合同就職面接会など、就業支援に関する情報について、配偶者暴力相談支援センターなどへ提供していきます。

女性相談所では、被害者が一時保護所を退所する際等に、必要な場合は履歴書の書き方等についての助言を行ったり、求職申込に同行しての助言をするなどきめ細やかな支援を行います。

##### （２）住宅の確保

被害者が一時保護所から退所し、自立した生活を行う際には、居住の安定を図ることが重要です。

女性相談所では、事案に応じ、住宅の確保について情報提供を行います。

被害者の自立支援のため、県営住宅への入居に配慮を行います。

・被害者について、母子世帯・障害者世帯等と同様に、新規募集住戸への優先入居を実施し

ます。

- ・離婚が成立していない場合の本人の所得要件の緩和、連帯保証人の所得要件の緩和により、被害者の入居が容易となるよう配慮します。

### ( 3 ) 援護

被害者が自立するためには、最低限度の生活を維持するため、生活保護制度の適用を必要とする場合があります。

その他、各種福祉施策を活用することで、その自立を助けることができます。

被害者が保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない場合は、生活保護制度が適用されるので、女性相談所は、被害者の個々の事情に応じて総合的な自立支援策を検討する中で、事案により福祉事務所と連携をとりながら被害者に対して生活保護制度について情報提供を行い、申請等の手続きを助言します。

配偶者暴力相談支援センターは、母子生活支援施設や児童扶養手当等、活用できる福祉施策について、必要な情報提供を行います。

### ( 4 ) 福祉事務所の役割

配偶者暴力防止法において、福祉事務所は、法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

福祉事務所は、生活保護法の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分について保護費を支給するとともに、その自立を支援していきます。

福祉事務所は、児童福祉法の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関する事項について相談に応じ、必要な調査を行います。また、母子生活支援施設における保護を実施します。

福祉事務所は、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子家庭等の母の自立のための支援を行います。

## ( 5 ) 同居する子どもの就学

被害者の保護や自立を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要です。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者と同居する子どもの安全確保のため、教育委員会及び学校に対して保護命令制度について周知していきます。

教育委員会及び学校は、学校職員への研修を通じて被害者と子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図り、子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理します。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによる子どもの心のケアを実施します。

女性相談所は、一時保護した被害者が同伴する子どもについて、一時保護中から教育委員会や学校と連絡を取り、住民票の移動を伴わない転校等について学校の理解を得られるよう連携をとります。

配偶者暴力相談支援センターは、接近禁止命令が発令された場合には学校へその旨申し出るよう被害者に促します。

## ( 6 ) その他配偶者暴力相談支援センターでの情報提供、取組

被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項（国民年金加入のための手続き、国民健康保険加入のための手続き、住民基本台帳の閲覧等の制限措置のための手続き等）についての情報提供 を適切に行い、具体的な手続きを助言します。また、各種手続きについて市町村との連絡調整を行います。

必要に応じて、離婚調停手続きに関する相談についても対応し、弁護士による無料法律相談の紹介等を行います。

女性相談所においては、必要な場合は、職員が関係機関、市町村等へ被害者に同行して支援を行います。

## 情報提供の内容について

### 健康保険

- (ア) 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れる。
- (イ) 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れる。
- (ウ) 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れる。
- (エ) 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所が発行する。また、子どもなどの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行する。
- (オ) 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になる。
- (カ) 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すべきである。

### 国民年金

- (ア) 被害者が国民年金の第3号被保険者(会社員、公務員などの被扶養配偶者)であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続きが必要となる。
- (イ) 上記の手続きは、現在住んでいる市町村において行う。その際、年金手帳が必要となる。
- (ウ) 第1号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じる。
- (エ) 生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談する。

### 住民基本台帳の閲覧等の制限

#### (ア) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条)、住民票の写し等の交付(同法第12条)及び戸籍の附票の写しの交付(同法第20条)について、不当な目的により利用されることを防止する。

#### (イ) 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(ウ)に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認する。

#### (ウ) 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」(住民基本台帳法第11条、第12条及び第20条)があるものとし、交付しない又は閲覧させないこととする。その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。



## 4 被害者が保護命令制度を利用する際の支援

---

保護命令の制度は、「配偶者からの身体に対する暴力」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に、裁判所が、配偶者に対し、被害者への接近等の禁止、被害者の子への接近等の禁止又は被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁（１年以下の懲役または１００万円以下の罰金）を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。

被害者が保護命令制度を利用する際に、円滑に利用できるよう支援することが必要です。

---

### 取組の内容

#### （１）配偶者暴力相談支援センター

被害者に対し保護命令制度の説明を行うとともに、申し立てを希望する場合は、申立先の裁判所や申立書の記入方法等について助言し、被害者が円滑に手続きができるよう支援します。

裁判所から、被害者が相談した際の状況又は援助・保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求められた場合は速やかに提出します。

中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所は、必要な場合は、被害者が裁判所へ行く際に付き添って支援します。

#### （２）警察

警察では、保護命令を発した旨の通知を裁判所から受けた場合は、速やかに次の措置を執ります。

- ・被害者と連絡を取り、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示します。
- ・加害者に対しては、保護命令を遵守するよう指導、警告等を行います。

裁判所から保護命令事件の審理に関して照会があった場合は、相談を受理した際の状況及びこれに対して執った措置の内容等について適切に記録し、保管した書類により、速やかに回答します。

## 5 職務関係者による配慮

---

配偶者暴力相談支援センター、警察等において、被害者の保護、捜査に職務上関係ある者、いわゆる職務関係者は、配偶者からの暴力の特性（外部からの発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい等の特性）と、被害者の置かれた立場を十分理解した上で職務を行う必要があります。

職務関係者が様々な被害者の事情にそって適切な援助を行うためには、関係法令・制度等の十分な知識と、被害者の心身の状態に即した的確な対応方法を学ぶことが必要です。

---

### 取組の内容

#### （１）被害者への配慮

職務関係者は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権に配慮するとともに、被害者及び支援者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮して対応します。

被害者への不適切な対応で、更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう、心身共に傷ついた被害者の立場に立った対応に努めます。

#### （２）職務関係者の資質向上

県関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に研修を実施し、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上での対応が徹底されるようにします。

配偶者暴力相談支援センターの相談員については、高い資質が必要とされるため、専門研修に派遣するとともに、所内でのケース検討を通じ、問題解決にあたって的確に対応できる能力を身につけます。また、相談員の心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。

警察職員、学校職員について、それぞれの職務の内容に即した研修を実施します。

## 第3 施策推進のための体制強化

### 1 関係機関の連携協力

---

---

配偶者暴力防止法において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされています。

被害者の保護及び自立支援を図るためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要です。

このためには、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の活用等が有効です。

---

#### 取組の内容

関係機関は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」における意見や情報の交換を通じて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する問題に対する認識を共有し、緊密な連携のもとに対処します。また、日頃から相互に情報を提供し合い、連携の強化を図ります。 構成機関 県の関係部署 警察本部 甲府地方方法務局 各市関係部署  
県医師会 県歯科医師会 オブザーバーとして甲府地方裁判所

保護については警察、学校、裁判所等との連携、自立支援については福祉事務所、市町村、公共職業安定所等との連携等、関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、各関係機関の役割・権限を明確にして被害者対応マニュアルを作成し、連携を強化するよう努めます。

自立支援を含む被害者の保護を図る上で、被害者と身近に接する市町村が果たす役割が重要であることから、市町村職員を対象に、配偶者暴力防止法及び関連制度についての説明会を開催し、主体的な取組を促します。

関係機関は、被害者の子どもについて、必要に応じて児童福祉法、児童虐待防止法による措置が講じられるよう、連携して対処します。

## 2 苦情の適切かつ迅速な処理

---

---

配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等関係機関は、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応します。

---

### 取組の内容

関係機関は、申出のあった苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応します。

苦情処理に当たっては、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図るため、それぞれの機関で苦情処理要領を定め、それに沿って解決を進めます。

### 3 民間団体との連携

---

---

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、相談、広報啓発、情報提供、援助等の面で民間団体と連携することも必要です。

---

#### 取組の内容

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を通じて県医師会及び県歯科医師会の理解と協力を得るとともに、相談の現場においては必要に応じて弁護士会等の業務を紹介し、啓発活動においては男女共同参画関係団体等の協力を得るなど、関係団体と連携していきます。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の立場に立ち、被害者の保護と自立支援を図るために、民間団体の情報を収集し、必要に応じて被害者を支援する民間団体との協力を努めます。

## 4 調査研究の推進

---

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を適切に行うため、また、被害者の保護に資するために、調査研究が必要です。

---

### 取組の内容

女性相談所では、被害者からの相談や保護の事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、それをもとに配偶者からの暴力による被害の実態を的確に把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てます。

加害者の更生のための指導について、国においては、指導の方法としてどのようなものが有効であるか未解明な部分が多く、場合によっては被害者にとって非常に危険なものとなり得ることに留意しながら、調査研究を推進しているところです。県においては、今後、国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めます。

### 第3章

## その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

### 第1 計画の見直し

本計画は、3年後を目途に見直します。

また、計画期間内であっても、新たに盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、見直すこととします。

見直しは、それまでの施策の実施状況等を勘案して行います。

### 第2 実施状況の把握と報告

本計画について、毎年度施策の実施状況を把握するとともに、男女共同参画審議会にその状況を報告します。